

健康日本21安城計画策定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第53号

健康日本21安城計画策定委員会規則の一部を改正する規則

健康日本21安城計画策定委員会規則（平成29年安城市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「又は」を「、又は」に改める。

第6条中「子育て健康部健康推進課」を「こども健康部健康推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。